

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取り扱いに関する誓約書

年 月 日

（宛先）新発田市長

事業者名
代表者 職・氏名
所在地 〒

電 話

施工事業所名

新発田市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任施工事業者の登録にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 介護保険法に規定する介護給付の対象となる住宅改修の提供については、関係法令、通達及び新発田市の要綱を遵守します。
- 2 住宅改修の提供に当たっては、要介護者等の日常生活の便宜を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者等福祉サービスを提供する者との打ち合わせ等を行い、連絡、調整のほか公平性の確保に努めます。
- 3 住宅改修費の給付申請に必要な工事費見積書を居宅要介護等被保険者等に提供します。
工事内容の変更により工事費見積書の記載内容に変更があった場合は、速やかに、その内容を居宅要介護等被保険者等及び居宅介護支援事業者等と連携し、その内容が住宅改修費の給付対象となるかどうか新発田市と協議します。
- 4 居宅要介護等被保険者から、保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い制度による住宅改修の依頼を受けたときは、当該被保険者の介護保険被保険者証によって新発田市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていることや認定期間や給付制限を受けていないか確認します。

- 5 住宅改修費の受領の際は、依頼のあった被保険者から自己負担額（1割）の支払を受け、これを減免又は超過して徴収しません。また、支払を受けた後は、住宅改修に要した費用に係る「領収書」及び「工事費内訳書」を居宅要介護等被保険者等に提供します。
- 6 住宅改修工事の苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認し、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。その際、居宅介護支援事業者等や新発田市と連携し適切な対応を行います。
- 7 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により居宅要介護等被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 8 業務上知り得た被保険者等の秘密を保持します。また、従業者又は従業者であった者についても同様に秘密を保持します。
- 9 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払いに際し、次の事項を行った場合は、以後の介護保険住宅改修費受領委任払いの利用ができなくなることについて異議は申しません。
 - ① 新発田市介護保険居宅介護住宅改修費受領委任払いに関する要綱及びこの誓約書に定める事項を遵守しなかったとき。
 - ② 居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請に事実と異なる内容が認められるとき。
 - ③ その他受領委任払いの適用を認めることが不相当と判断されたとき。
- 10 住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録を受けた登録事項の変更があったときは、速やかに新発田市長へ届け出ます。